

第22回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況の概要

主要な営業所及び工場

会計監査人の状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日～2022年3月31日)

データセクション株式会社

第22回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等の状況及び業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要及び主要な営業所及び工場及び会計監査人の状況及び連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.datasection.co.jp>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発行決議日		2013年3月18日	2013年10月28日
新株予約権の数		200個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 110円)	新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 110円)
権利行使期間		2015年3月19日から 2023年3月18日まで	2015年10月29日から 2023年10月28日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第9回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日		2014年2月17日	2021年1月15日
新株予約権の数		400個	2,160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 216,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	1個につき261円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 110円)	新株予約権1個当たり 43,000円 (1株当たり 430円)
権利行使期間		2016年2月18日から 2024年2月17日まで	2021年2月3日から 2029年2月2日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,160個 目的となる株式数 216,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1～3 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において当社の取締役、監査役又は従業員等である者が新株予約権を行使することができる。

4 新株予約権者は、以下の(i)及び(ii)の両方の条件を満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期における売上高が2,000百万円を超過した場合

(ii) 割当日から2025年7月31日までの間に、いずれかの連続する20取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値がすべて本新株予約権の行使価額の150%を上回った場合

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である「コンプライアンス管理規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観にもとづいて行動する企業風土を醸成し、堅持いたします。
- ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し、取り組めます。
- ・取締役会規程を始めとする社内規程を制定・必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図ることとします。
- ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数を保管・管理いたします。
- ・また、管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに閲覧に供することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理いたします。
- ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努めることとします。

④ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行うものとします。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保いたします。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行うこととします。
 - ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき事業目標を明確化し、業務効率の向上を図り、さらに各部門に対し、業績達成への責任を明確にしています。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の取締役を当社取締役から派遣し、子会社取締役の職務執行及び事業全般に対して適正さを確保するよう監督を行います。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとしします。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役による違法、又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしします。
 - ・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置を講じるものとしします。
- ⑧ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築するものとしします。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築いたします。さらに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込みます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され（この他会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議が1回ありました。）、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役が100.0%出席いたしました。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を定期的を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
---	---	-------------------

② 子会社

ソリッドインテリ ジェンス株式会社	東京都渋谷区恵比寿南三丁目1番19号
株式会社 ディーエスエス	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
Jach Technology SpA	Cerro El Plomo 5855 of. 1709, Las Condes, Santiago, Chile
Alianza FollowUP S.A.S.	Cra 7A #123-25 Piso 6, Bogotá, Colombia
Inteligencia S.A.	El canelo 2715 Piso 2, Providencia, Chile

会計監査人の状況

① 名称

PwC京都監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Jach Technology SpAについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括利益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本 合 計	為替換算 調整勘定				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当期首残高	1,400,335	1,186,097	236,252	△3	2,822,681	2,475	2,475	3,966	39,659	2,868,783
当期変動額										
新株の発行	56,766	56,766			113,533					113,533
親会社株主に 帰属する 当期純利益			2,438		2,438					2,438
自己株式の 取 得										
連結子会社 の増資による 持分の増 減		△76,270			△76,270					△76,270
株主資本 以外の項目 の当期 変動額 (純額)						△68,111	△68,111	-	△22,263	△90,375
当期変動額 合 計	56,766	△19,503	2,438	-	39,701	△68,111	△68,111	-	△22,263	△50,673
当期末残高	1,457,102	1,166,594	238,690	△3	2,862,383	△65,636	△65,636	3,966	17,396	2,818,110

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 ソリッドインテリジェンス株式会社
株式会社ディーエスエス
Jach Technology SpA
Alianza FollowUP S.A.S.
Intelligenxia S.A.

② 主要な非連結子会社の名称

FollowUP Peru S.A
Allianza Follow UP Panama S.A
Follow UP Customer Experience S.L.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した非連結子会社の数 0社
- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・関連会社の名称 株式会社日本データ取引所

② 持分法非適用の主要な非連結子会社の名称

FollowUP Peru S.A
Allianza Follow UP Panama S.A
Follow UP Customer Experience S.L.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社はいずれも当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるJach Technology SpA、Alianza FollowUP S.A.S.及びIntelligenxia S.A.の決算日は12月31日であります。

連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3カ月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	4年～28年
工具、器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～6年）に基づいております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

受取手形及び売掛金等の債権による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は主に以下のとおりであります。

イ. リテールマーケティング事業

リテールマーケティング事業では、リーテル分野において当社グループの独

自の分析ツールを活用したSaaS型のサービスの提供をしております。当該サービスにおいては、AIカメラ等の設置に係る役務提供とその後のサービス提供を顧客との契約に基づく履行義務として識別しております。

AIカメラ等の設置に係る役務提供については設置完了時において収益を計上しております。また、その後のサービス提供については、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分で計上しております。

ロ. データ分析ソリューション事業

データ分析ソリューション事業においては、主に顧客向けのシステム受託開発と運用支援、ソーシャルリスニングの分析ツールを活用したサービス及びコンサルティングサービスを提供しております。

システム受託開発及びコンサルティングサービスについては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

また、システム運用支援、ソーシャルリスニングの分析ツールを活用したサービス提供については契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分で計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. のれんの償却方法

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、10年間にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

ソフトウェアに係る収益認識

ソフトウェアの開発の請負契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる開発については工事進行基準を、工期がごく短い開発については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、履行義務の充足分及び未充足分の区分、取引価格の算定、履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分等の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

当社グループは、企業結合を重要な成長戦略と位置付けており、当連結会計年度において、企業結合により生じたのれんを731,606千円計上しております。

これらののれんにつきましては、20年以内でその効果の及ぶ期間を見積り、その期間にわたって均等に償却しており、当初認識額から償却額を控除した金額を計上しております。また、のれんについては、その評価において価値の棄損が認められた場合には減損損失を測定し計上することとしております。

のれんの評価にあたっては、のれんが帰属する事業の資産グループにのれんを加えたより大きな単位において、継続した営業損益やキャッシュ・フローのマイナスなど減損の兆候の有無を判定することとしております。

のれんについて減損の兆候に該当する事象が把握された場合は、のれんとその帰属する事業の資産グループの帳簿価額の合計をその割引前将来キャッシュ・フローの総額と比較し、減損損失の認識の判定を行うこととしております。

減損損失の測定においては、回収可能価額を事業計画や割引率等の仮定を使用した割引キャッシュ・フロー法により算定し、のれんとその帰属する事業の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

以上の方針に従い、のれんに減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する事業の営業損益やキャッシュ・フローの実績、将来の事業計画等を用いております。当該事業計画においては、将来の売上見込の成長とそれに基づく人件費や設備費用の増加等の重要な仮定を含んでおります。また、新型コロナウイルス感染症による影響についても、連結計算書類作成時に入手可能な情報を踏まえて会計上の見積りを実施しており、翌連結会計年度を通じて一定の影響が継続することを見込んでおります。

これらの見積りについて、事業環境の変化等の影響により、のれんに減損の兆候があると判定され、のれんとその帰属する事業の資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

198,549千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	13,996,553	330,200	-	14,326,753

(注) 当連結会計年度において、連結子会社の株式取得の対価として当社の普通株式182,910株を発行しています。また、新株予約権の行使により131,000株、取締

役及び従業員への報酬制度として譲渡制限株式を発行したことにより16,290株増加しています。

- (2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,677,600株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金と借入によって賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金、流動性の高い金融資産等によっております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に投資先企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内に決済が到来するものであります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

ロ. 市場価格の変動リスクの管理

有価証券については、担当者が定期的に時価を把握し、銘柄別にまとめて評価差額を明示して、責任者に報告し、保有状況を定期的に見直しております。

ハ. 為替リスク（外国為替の変動リスク）の管理

外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

ニ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期貸付金	415,584 千円	453,794 千円	38,209 千円
資産計	415,584	453,794	38,209
長期借入金	806,389 千円	798,491 千円	△7,897 千円
負債計	806,389	798,491	△7,897

注1 現金及び預金、売掛金及び契約資産、未払金、未払法人税等、未払消費税等、短期借入金については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

注2 市場価格のない株式等及び匿名組合等への出資は上表に含めておりません。これらの金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
市場価格のない株式等	81,868千円
匿名組合等への出資	39,585

(※)匿名組合等への出資については、持分相当額を純額で連結貸借対照表に計上しております。

注3 長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

注4 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も

低いレベルに時価を分類しております。

長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額と当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	195円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	0円17銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	リテール マーケティング	データ分析 ソリューション	合計
収益認識の時期			
一時点で移転される財またはサービス	78,708千円	500,062千円	578,770千円
一定期間にわたり移転される財またはサービス	477,415	636,327	1,113,743
合計	556,123	1,136,390	1,692,513
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	556,123	1,136,390	1,692,513

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	475,377千円
契約資産	22,558

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、417,885千円であります。当該履行義務は、リテールマーケティング事業に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

1年以内	277,340千円
1年超2年以内	90,808
2年超	49,735

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

また、リテールマーケティング事業における顧客との契約については当初契約期間終了後、当事者間の解約の意思表示がない限り一定期間ごとに自動更新されていきますが、上記の未充足の履行義務の金額には当初契約期間に係るもののみを集計しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株 已 式 株 資 合 主 本 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計 繰 上 益 金 計	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	1,400,335	1,172,118	1,172,118	182,300	182,300	△3	2,754,751	3,966	2,758,718
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	56,766	56,766	56,766				113,533		113,533
当 期 純 利 益				25,388	25,388		25,388		25,388
当 期 変 動 額 計	56,766	56,766	56,766	25,388	25,388	-	138,922	-	138,922
当 期 末 残 高	1,457,102	1,228,885	1,228,885	207,688	207,688	△3	2,893,673	3,966	2,897,640

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～28年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の債権による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は主に以下のとおりであります。

イ. リテールマーケティング事業

リテールマーケティング事業では、リーテル分野において当社グループの独自の分析ツールを活用したSaaS型のサービスの提供をしております。当該サービスにおいては、AIカメラ等の設置に係る役務提供とその後のサービス提供を顧客との契約に基づく履行義務として識別しております。

AIカメラ等の設置に係る役務提供については設置完了時において収益を計上しております。また、その後のサービス提供については、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分で計上しております。

ロ. データ分析ソリューション事業

データ分析ソリューション事業においては、主に顧客向けのシステム受託開発と運用支援、ソーシャルリスニングの分析ツールを活用したサービス及びコンサルティングサービスを提供しております。

システム受託開発及びコンサルティングサービスについては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

また、システム運用支援、ソーシャルリスニングの分析ツールを活用したサービス提供については契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分で計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

ソフトウェアに係る収益認識

ソフトウェアの開発の請負契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる開発については工事進行基準を、工期がごく短い開発については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、履行義務の充足分及び未充足分の区分、取引価格の算定、履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分等の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

当社は、当事業年度において関係会社株式として1,389,212千円を計上しております。

これらの関係会社株式につきましては、時価を把握することが困難な有価証券として、その評価には原価法を採用し、減損処理を行う場合には取得価額から減損損失を控除した金額を計上することとしております。また、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、その回復可能性も認められない場合に相当の減額をし、評価差額は減損損失として処理することとしております。

これらの関係会社の評価にあたっては、取得価額から実質価額が50%以上低下した場合に実質価額の著しい低下としております。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産額を基礎として、取得時に認識した超過収益力や経営権等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。

以上の方針に従い、関係会社株式の取得時に認識した超過収益力や経営権等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上していません。

関係会社株式の評価に用いた事業計画は、将来の売上見込の成長とこれに基づく人件費や設備費用の増加等の重要な仮定を含んでおります。また、新型コロナウイルス感染症による影響についても、計算書類作成時に入手可能な情報を踏まえて会計上の見積りを実施しており、翌事業年度を通じて一定の影響が継続することを見込んでおります。

これらの見積りについて、事業環境の変化等の影響により評価に用いた事業計画の大幅な見直しが必要となった場合など、実質価額が著しく低下し、かつ回復する見込みがないと判断した場合には、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	60,435千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	164,052千円
長期金銭債権	569,277千円
短期金銭債務	1,300千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	70,495千円
営業取引以外の取引高	
経営指導料	29,815千円
受取利息	20,238千円
受取配当金	25,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	960株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,228千円
減価償却超過額	9,842千円
減損損失	6,724千円
関係会社株式評価損	612千円
資産除去債務	2,755千円
資産調整勘定	16,999千円
投資有価証券評価損	28,299千円
株式報酬費用	1,092千円
繰越欠損金	16,048千円
繰延税金資産小計	85,602千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△39,656千円
評価性引当額小計	△39,656千円
繰延税金資産合計	45,946千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△977千円
顧客関連資産	△21,306千円
繰延税金負債合計	△22,283千円
繰延税金資産の純額	23,662千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Jach Technology SpA	100.0	役員の兼任 資金の貸付 商品の販売	資金の貸付 (注)2	591,165	1年内回収予定の長期貸付金	54,875
						長期貸付金	536,289
				利息の受取 (注)2	20,068	未収入金	3,765
						長期未収入金	31,158
商品の販売 (注)1	31,069	売掛金	67,376				

取引条及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 201円99銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1円79銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。